



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

*1337	職員の駐在に関する告示	(行政改革課).....	2
1338	社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録研修機関の登録	(長寿社会課).....	3
1339	大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	3
1340	肥料取締法による肥料の登録の失効	(果樹園芸課).....	4
1341	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	4
1342	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	4
1343	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1344	道路の供用開始	( " ).....	5
1345	道路の区域変更	( " ).....	6
1346	道路の供用開始	( " ).....	6
1347	道路の区域変更	( " ).....	6
1348	道路の供用開始	( " ).....	7
1349	道路の区域変更	( " ).....	7
1350	道路の供用開始	( " ).....	7
1351	道路の区域変更	( " ).....	8
1352	道路の供用開始	( " ).....	8
1353	道路の区域変更	( " ).....	8
1354	"	( " ).....	9
1355	道路の供用開始	( " ).....	9
1356	道路の区域変更	( " ).....	9
1357	道路の供用開始	( " ).....	10
1358	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	10
1359	道路の位置の指定	(都市政策課).....	11
1360	"	( " ).....	11

### ○ 教育委員会告示

11	平成28年度和歌山県立高等学校生徒募集定員	.....	11
----	-----------------------	-------	----

### ○ 公安委員会告示

43	道路交通法の規定による特定講習の廃止	.....	14
----	--------------------	-------	----

### ○ 選挙管理委員会告示

107	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	14
108	政治団体の解散の届出	.....	14
109	政治団体の収支報告書の要旨	.....	14
110	政治団体の設立の届出	.....	15
111	資金管理団体の届出	.....	16
112	平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第106号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂		

正		.....	16
---	--	-------	----

113 平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂

正

..... 17

告 示

和歌山県告示第1337号

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第7条第5項及び第208条第2項の規定に基づき、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、平成27年12月1日から実施する。

平成27年和歌山県告示第377号(職員の駐在に関する告示)は、平成27年11月30日限り廃止する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 東牟婁振興局地域振興部の職員の駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務

(2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町串本2491	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 串本古座高等学校 串本警察署	担当のかいの会計に関する事務

(3) 物品調達職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい等	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町串本2491	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 畜産試験場 水産試験場 串本古座高等学校 串本警察署	担当のかい等の物品調達に関する事務

2 振興局建設部の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	和歌山市西河岸町43の1	西河岸詰所	和歌山市 海南市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	海草郡紀美野町下佐々1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町 海南市の一部	
日高振興局建設部	日高郡日高川町川原河230	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神駐在	田辺市の一部	1 土木事業の調査、測量、設計施行及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮駐在	田辺市の一部	

	田辺市龍神村西376	龍神詰所	田辺市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	田辺市本宮町本宮25 4の4	本宮詰所	田辺市の一部	

3 交通事故相談所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故相談所	田辺市朝日ヶ丘23-1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡	交通事故相談に関する事務
	新宮市緑ヶ丘二丁目 4-8	新宮駐在	新宮市 東牟婁郡	

4 世界遺産センターの職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県世界遺産センター	橋本市市脇四丁目5-8	高野地域駐在	世界遺産の保全、活用及び啓発に関する事務

5 林業試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県林業試験場	田辺市中辺路町栗栖川29 1	中辺路試験地	林業試験地における軽易な栽培調査及び管理

6 水産試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県水産試験場	紀の川市桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、研究及び管理

7 農作物病虫害防除所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県農作物病虫害防除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病虫害防除に関する事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	
	日高郡みなべ町東本庄14 16-7	みなべ駐在	

和歌山県告示第1338号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定により、登録研修機関を次のとおり登録したので、公示する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	研修の課程	事業者の氏名 又は名称	事業者の住所	登録年月日
3010003	アドバンス・アクティブ合同会社和歌山支所	和歌山市有本565-15	第一号・第二号研修 (不特定の者対象)	アドバンス・アクティブ合同会社	大阪府大阪市東住吉区湯里四丁目7-24-405	平成 27. 11. 16

和歌山県告示第1339号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス下井阪店  
和歌山県紀の川市中井阪字轟塚460番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成27年和歌山県告示第787号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成27年11月27日から同年12月28日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1340号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第681号	魚かす粉末	7.0魚かす粉末	窒素全量7.5 りん酸全量9.0	該当無し	橋爪光一 海南市下津町塩津295	平成 27.11.5

#### 和歌山県告示第1341号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字三尾字大谷2115
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

#### 和歌山県告示第1342号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高野町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1343号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市熊野川町玉置口字上ミ地 198番5地内	旧	5.50 ) 41.23	84.05	
同上	新	5.50 ) 44.00	84.05	

**和歌山県告示第1344号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 新宮市熊野川町玉置口字上ミ地198番5地内

供用開始の期日 平成27年11月27日

和歌山県告示第1345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡北山村大字小松字上ミ小松85番10地先から同村大字小松字上ミ小松85番12地先まで	旧	4.94 ） 22.68	63.15	
同上	新	8.08 ） 22.68	63.15	

和歌山県告示第1346号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字小松字上ミ小松85番10地先から同村大字小松字上ミ小松85番12地先まで

供用開始の期日 平成27年11月27日

和歌山県告示第1347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

東牟婁郡北山村大字下尾井字西ノ峰732番1地先から同村大字下尾井字西ノ峰693番3地先まで	旧	6.46 } 9.10	55.98	
同上	新	6.80 } 13.70	55.98	

## 和歌山県告示第1348号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字下尾井字西ノ峰732番1地先から同村大字下尾井字西ノ峰693番3地先まで

供用開始の期日 平成27年11月27日

## 和歌山県告示第1349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町桂瀬字垣内24番1地先から同町桂瀬字垣内41番2地先まで	旧	12.83 } 15.02	98.20	
同上	新	12.83 } 24.94	98.20	

## 和歌山県告示第1350号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町桂瀬字垣内24番1地先から同町桂瀬字垣内41番2地先まで

供用開始の期日 平成27年11月27日

**和歌山県告示第1351号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市別院字藤井45番1地先から同市別院字藤井26番3地先まで	旧	7.18 ) 8.26	37.80	
同上	新	8.21 ) 10.77	37.80	

**和歌山県告示第1352号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市別院字藤井45番1地先から同市別院字藤井26番3地先まで

供用開始の期日 平成27年11月27日

**和歌山県告示第1353号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字花園北寺字水ノ本396番1地先から同町大字花園北寺字フムジ327番3地先まで	旧	6.66 } 17.57	328.57	水の本橋 L=11.10
同上	新	16.86 } 61.25	309.05	

和歌山県告示第1354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市七山字平地1467番4地先から同市七山字平地1472番2地先まで	旧	8.40 } 10.76	112.40	
海南市七山字平地1467番1地先から同市七山字平地1472番1地先まで	新	11.51 } 15.01	112.40	

和歌山県告示第1355号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 海南市七山字平地1467番1地先から同市七山字平地1472番1地先まで

供用開始の期日 平成27年11月27日

和歌山県告示第1356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町大古字秋葉前57番5地先から同町大古字秋葉前585番3地先まで	旧	15.50 } 16.10	21.60	
西牟婁郡白浜町大古字秋葉前57番8地先から同町大古字秋葉前585番5地先まで	新	13.40 } 13.90	21.60	

### 和歌山県告示第1357号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町大古字秋葉前572番8地先から同町大古字秋葉前585番5地先まで

供用開始の期日 平成27年11月27日

### 和歌山県告示第1358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東岩代川左支溪（5-389-2-014-1）、東岩代川左支溪（5-389-2-014-2）、東岩代中根1（Ⅰ-4080）、東岩代中根2（Ⅰ-4081）、東岩代中根3（Ⅰ-4082）、東岩代東中村（Ⅰ-4083）、東岩代4（Ⅰ-50094）、東岩代久木1（Ⅱ-4936）、東岩代久木2（Ⅱ-4937）、東岩代久木3（Ⅱ-4938）、松の地（Ⅱ-4939）、東岩代久木4（Ⅱ-4940）、有の木（Ⅱ-4942）、東岩代有ノ木1（Ⅱ-4944）、東岩代有ノ木2（Ⅱ-4945）、東岩代久木5（Ⅱ-4946）、東岩代（Ⅱ-4947）、東岩代久木6（Ⅱ-4948）、東岩代久木7（Ⅱ-4949）、東岩代東中村1（Ⅱ-4957）、東岩代東中村2（Ⅱ-4959）、東岩代東中村3（Ⅱ-4961）、東岩代東中村4（Ⅱ-4964）、東岩代5（Ⅱ-50124）、東岩代6（Ⅱ-50125）、東岩代7（Ⅱ-50126）、東岩代1（Ⅲ-2729）、東岩代2（Ⅲ-2733）、東岩代3（Ⅲ-2735）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

東岩代8（Ⅱ-50127）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1359号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3295	紀の川市桃山町市場字小松嶋96番1の一部	紀の川市桃山町元156番1 船木孝明	平成 27. 11. 11	5.00 } 6.00	35.46

和歌山県告示第1360号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3324	西牟婁郡上富田町生馬字両新田678番の一部、里道	西牟婁郡上富田町生馬660番5 上羽寛	平成 27. 11. 16	5.00 } 5.20	50.33

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第11号

平成28年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

平成27年11月27日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

1 全日制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。

2 定時制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。

3 通信制の課程

和歌山県立伊都中央高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校及び和歌山県立南紀高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

平成28年度和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第1 (第1項関係)  
〔全日制の課程〕

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
橋本	普通科	4	160
	※1 普通科(県立中)	2	80
紀北工業	機械科	2	80
	電気科	1	40
紀北農芸	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
	環境工学科	1	40
笠田	普通科	2	80
	総合ビジネス科	1	40
	情報処理科	1	40
粉河	普通科	5	200
	理数科	1	40
那賀	普通科	7	280
	国際科	1	40
貴志川	普通科	5	200
	人間科学科	1	40
和歌山北	普通科(北校舎)	8	320
	普通科(西校舎)	2	80
	スポーツ健康科学科	2	80
和歌山	総合学科	5	200
向陽	普通科	6	240
	※1 環境科学科	2	80
桐蔭	普通科	3	120
	※1 普通科(県立中)	2	80
	数理科学科	2	80
和歌山東	普通科	6	240
星林	普通科	7	280
	国際交流科	1	40
和歌山工業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	2	80
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
	創造技術科	1	40
和歌山商業	ビジネス創造科	8	320

別表第2 (第2項関係)  
〔定時制の課程〕

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
海南	普通科(海南校舎)	4	160
	教養理学科	1	40
(美里分校)	普通科(大成校舎)	2	80
	普通科	1	40
箕島	普通科(普通)	2	80
	普通科(スポーツ)	2	80
	情報経営科	1	40
機械科	機械科	1	40
	総合学科(総合)	4	160
有田中央	※2 総合学科(福祉)	4	160
	(清水分校) 普通科	1	40
耐久	普通科	5	200
日高	普通科	4	160
	※1 総合科学科	2	80
(中津分校)	普通科	1	40
紀央館	普通科	4	160
	工業技術科	1	40
南部	普通科	3	120
	生産技術科	1	40
	園芸科	1	40
(龍神分校)	服飾デザイン科	1	40
	普通科	1	40
田辺	普通科	6	240
田辺工業	※1 自然科学科	2	80
	機械科	2	80
田辺工業	電気電子科	1	40
	情報システム科	1	40
神島	普通科	4	160
	経営科学科	3	120
熊野	看護科	1	40
	総合学科	4	160
串本古座	普通科(串本校舎)	2	80
	普通科(古座校舎)	1	40
新宮	普通科	5	200
新翔	総合学科	4	160
合計		180	7,200

学校名	学科名	学級数	定員	
伊都中央	普通科	昼間	2	70
		夜間	1	30
粉河	普通科	夜間	1	40
※3 きのくに青雲	普通科	昼間	2	70
		夜間	1	30
情報会計科	情報会計科	夜間	1	30
		機械電気科	夜間	1
和歌山工業	建築科	夜間	1	40
		普通科	夜間	1
海南	普通科	夜間	1	40
耐久	普通科	夜間	1	40
日高	普通科	夜間	1	40
※3 南紀	普通科	昼間	1	35
		夜間	1	30
新宮	普通科	夜間	1	40
合計		16	575	

※3 単位制高等学校である伊都中央、きのくに青雲及び南紀の各高等学校については、定員は40人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

別表第3 (第3項関係)  
〔通信制の課程〕

学校名	学科名	定員
伊都中央	普通科	
きのくに青雲	普通科	特に定めない
南紀	普通科	

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち2クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち2クラス
- 日高高等学校総合科学科
- 田辺高等学校自然科学科

※2 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26人以内とする。

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第43号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項の規定により公示する。

平成27年11月27日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

名 称	所 在 地	廃止する特定講習の種別	廃止年月日
株式会社湯浅自動車教習所	和歌山県有田郡広川町大字広296番地の1	普通、普通二輪、原付免許に係る初心運転者講習	平成27年9月26日

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年11月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
山田まさひこ後援会	前田正博	代表者	前田正博	山本尚	平成 27. 6. 3
世耕弘成後援会田辺支部	橘一郎	代表者	橘一郎	中田肇	平成 27. 11. 1

## 和歌山県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年11月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
坂口多美子後援会	雑賀敏樹	平成 27. 10. 11
元気な和歌山をすすめる会	須佐忠史	平成 27. 10. 15
清水信弘後援会	玉置裕康	平成 27. 10. 19

## 和歌山県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年11月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨

(単位:円)

## 元気な和歌山をすすめる会

報告年月日 27.02.09

1 収入総額	1,355,000
本年收入額	1,355,000
2 支出総額	1,353,705
3 本年收入の内訳	
寄附	
政治団体分	1,355,000
4 支出の内訳	
経常経費	472,885
備品・消耗品費	430,185
事務所費	42,700
政治活動費	
機関紙誌の発行その他の事業費	880,820
宣伝事業	880,820
5 寄附の内訳	
(政治団体分)	
仁坂県政を育てる会	1,355,000

## 坂口多美子後援会

報告年月日 27.03.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 清水信弘後援会

報告年月日 27.10.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成27年分)の要旨

(単位:円)

## 清水信弘後援会

報告年月日 27.10.19

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 元気な和歌山をすすめる会

報告年月日 27.10.22

1 収入総額	1,295
前年繰越額	1,295
2 支出総額	0

## 坂口多美子後援会

報告年月日 27.10.29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 和歌山県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年11月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
民主党和歌山県参議院選挙区第1総支部	坂田隆徳	坂田隆彦	和歌山市井ノ口261-2	参議院議員	○	平成27.10.28

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名	公職の種類(第2号)	届出年月日
さかた会	坂田隆徳	坂田和美	和歌山市井ノ口261-2	参議院議員	坂田隆徳	参議院議員	平成27.10.28

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
坂口多美子後援会	西上勝美	下村雅洋	和歌山市西長町2-33	平成27.10.13

和歌山県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年11月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期間(年月日)
坂田隆徳	参議院議員	さかた会	和歌山市井ノ口261-2	平成27.10.27

和歌山県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第106号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成27年11月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書(平成24年分)の要旨【政党の支部】の表自由民主党和歌山県支部連合会の項中

「8 資産等の内容(預金等) 20,793,671」を「8 資産等の内容(動産) 自動車(宣伝車) 1台 18,591,895 12.09.29 に(預金等) 20,793,671」

訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成27年11月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書(平成25年分)の要旨【政党の支部】の表自由民主党和歌山県支部連合会の項中

「8 資産等の内容 (預金等)	を	「8 資産等の内容 (動産) 自動車(宣伝車) (預金等)	1台	18,591,895	12.09.29	に
40,635,064」				40,635,064		」

訂正する。